

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券の取扱い

**※この取扱いは2021年7月31日をもって終了いたします。**

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記の地域に対して、緊急事態宣言が発令されました。

外出自粛のため通勤・通学を取り止める場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても、各地域の取扱期間開始の前日以降最後にご利用いただいた日を最終使用日とみなして、手数料をいただいた上で、弊社の規定により1か月単位での払戻しをいたします。

※払戻しの際、最終使用日を確認させていただきます。

※払戻しのため当社線をご利用の場合は、係員にお申し出いただくか、インターホンでお問い合わせください。払戻しの際、当該定期券を使用されますと、さかのぼっての払戻しはできませんのでご注意ください。

※定期券の払戻しは、新たな定期券のご購入前またはご購入と同時に済ませてください。

払戻し前に新たな定期券を購入された場合、払戻しできない場合があります。

※定期券の払い戻しには、下記が必要です。

- ・払戻しをする定期券
- ・ご自身の公的証明書（健康保険証、免許証等）  
ICOCA 定期券の払い戻しは、ご利用のご本人の方に限ります。ただし、こども ICOCA 定期券の払い戻しは、ご利用の本人以外の方（代理人）でもお取り扱いします。なお、この場合は代理人の方とご利用のご本人との関係が分かる公的証明書のご提示が必要です。
- ・KIPS クレジットカード（お支払い時に KIPS クレジットカードを利用された場合）

### 1. 取扱地域および取扱期間

#### ①大阪府、京都府、兵庫県

2021年4月25日から**2021年7月31日まで**

#### ②愛知県

2021年5月12日から**2021年7月31日まで**

### 2. 条件

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 券面表示区間に、緊急事態措置対象府県の駅が含まれる定期券、または、緊急事態措置対象府県にお住まいのお客様の定期券
- ③ 緊急事態措置対象期間（解除された日を含む。）を有効期間に含む定期券
- ④ 最終使用日の翌日以降の有効期間が1か月以上残っているもの（有効期間の残りが1か月未満の場合は、払い戻し額はございません。）、または、最終使用日が有効期間開始日から7日以内であって払い戻し額があるもの（区間や使用日数によっては払い戻し額がない場合がございます。）

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせいたしますので、今後の情報にご注意ください。

## 通勤・通学定期券の払戻額の計算方法について

### ● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終使用日が4月24日の場合、4月24日に払戻しのお申し出があったものとして取扱います。

最終使用日が4月24日以前であっても、4月24日を最終使用日とみなして計算いたします。

※なお、愛知県に対する緊急事態宣言に伴う払戻しについては、最終使用日が5月11日以前であっても、5月11日を最終使用日とみなして計算いたします。

① 4月24日以降の定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

→ 払戻額はありませぬ。(有効開始日から7日以内の場合は次項をご覧ください)

② 4月24日以降の定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

→ 以下の計算式により払いもどしいたします。

$$\text{払戻額} = \text{通常の定期運賃(券面の金額)} - \text{使用済月数に相当する定期運賃} - \text{手数料 } 220 \text{ 円}$$

有効期間 経過月数	払戻額
有効開始前	定期運賃 - 手数料
1か月	定期運賃 - (1か月定期運賃 + 手数料)
2か月	定期運賃 - (1か月定期運賃 × 2 + 手数料)
3か月	定期運賃 - (3か月定期運賃 + 手数料)
4か月	定期運賃 - (3か月定期運賃 + 1か月定期運賃 + 手数料)
5か月	定期運賃 - (3か月定期運賃 + 1か月定期運賃 × 2 + 手数料)

※ 1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

例：3か月定期券で1か月と1日経過した場合には、2か月经過したものとして取り扱います。

### ● 有効開始日から7日以内の取扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどしいたします。ただし、定期区間・使用日数により払戻し額がない場合があります。

例：2021年4月21日から1か月有効の大阪難波～東花園間の通学定期券(大人)の場合

最終使用日が4月24日の方が5月12日に申し出た場合、4月24日を最終使用日として

21～24日の4日間使用したものとみなして払戻し額を計算いたします

$$\begin{aligned} & 4,640 \text{ 円} \text{【発売額】} - (600 \text{ 円} \text{【往復普通運賃】} \times 4 \text{ 日} \text{【使用日数】} + 220 \text{ 円} \text{【手数料】}) \\ & = 2,020 \text{ 円} \text{【払戻額】} \end{aligned}$$